

本号の掲載記事

- 入所のご挨拶「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（再生型）の概要について」 弁護士 矢野 亜里紗
- トピック会社法務「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する東証の取組みについて」 弁護士 松尾 洋輔
- トピック消費者法「令和4年消費者契約法の改正と実務への影響」 弁護士 前野 陽平
- 倒産・事業再生 / 債権回収 / 事業承継チームによる連続ウェビナーのご案内
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川 治

入所のご挨拶

本年10月、堂島法律事務所東京事務所に入所いたしました矢野亜里紗と申します。

この場をお借りして、皆様にご挨拶と自己紹介を申し上げます。

私は、平成27年に弁護士登録をして以降、成和明哲法律事務所及び法律事務所 Comm&Path において、約8年間に亘り、企業法務と事業再生支援を中心に取組みました。企業法務においては、上場・未上場、規模も事業も様々な会社のご相談を受けさせていただき、幅広い対応力を培ってまいりました。また、事業再生支援においては、関東に限らず、全国において、日々中小企業の事業再生に全力を尽くしております。

本稿では、昨年新たな準則型私的整理手続として「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が施行され、利用率が増えてきたところですので、自己紹介に代えて、当該手続の概要について、ご説明させていただきます。

1 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」について

[当ニュースレター Vol.13](#) でご紹介のとおり、「中小企業の

事業再生等に関する研究会」によって取りまとめられた「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が2022年3月4日付で公表され、同年4月15日より施行されました。「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）は、コロナ禍で実行されたコロナ緊急融資等を受けたのちも業績が戻らず過剰債務に苦しんでいる中小企業が多数存在する状況を受けて、これらの中小企業の抜本的な再生を図るために定められた新たな準則型私的整理手続です。ガイドラインの施行から約1年半が経ち、帝国データバンクの実態調査によれば、本年9月末時点でガイドラインの手続が開始となった件数は145件、そのうち再生型私的整理は99件、廃業型私的整理は46件と、徐々に利用率が増えていきます。

そこで、以下では、ガイドラインの特徴と再生型の手続等について、簡単にご紹介したいと思います。

(1) 事業再生ガイドラインの特徴

再生型の準則型私的整理手続としては、中小企業活性化協議会や REVIC、RCC による再生支援スキーム、事業再生ADR、特定調停等の手続が既に存在しています。これらのうち中小企業活性化協議会による再生支援スキーム（以下「協



弁護士 矢野 亜里紗

議会議スキーム」といいます。)は、中小企業の特性を考慮して中小企業者を対象に策定されたという点でガイドラインと共通しており、大枠の手続きの流れも同様の内容が定められています。そのため、多くの中小企業は、協議会スキームとガイドラインのいずれも利用できる場合が多くありますが、手続選択をするうえでは、ガイドラインの特徴も考慮しながら決定することになるかと思っておりますので、ガイドラインの主な特徴について以下いくつかの点を挙げたいと思います。

(2) ガイドラインの対象事業者

まず、協議会スキームの対象事業者は、「中小企業者」(産業競争力強化法2条22項)のほか、常時使用する従業員数が300人以下の医療法人に限られるのに対して、ガイドラインでは、学校法人や社会福祉法人など会社法上の会社でない法人や、中小企業基本法2条1項の要件に形式的には該当しない場合でも、その事業規模や従業員数などの実態に照らして適切と考えられる場合には利用できると考えられており、協議会スキームに比べ、再生手続を利用できる会社の幅が広がりました。そのため、学校法人や社会福祉法人の場合は、ガイドラインによる手続を選択することとなります。

(3) 第三者支援専門家

次に、ガイドラインでは、独立・公平な立場から事業再生計画の内容の相当性や実行可能性等の調査を行う第三者支援専門家を選任する必要があります。また、当該選任は、協議会スキームと異なり、中小企業者自らが中小企業活性化協議会全国本部や一般社団法人事業再生実務家研究会が公表している候補者リストから選定すること、中小企業者が選定し就任承諾を受けた者を第三者支援専門家とすることについて、主要債権者(金融債権額のシェアが最上位の対象債権者から順番に、そのシェアの合計額が50%以上になるもの)の同意を得る必要があることも特徴です。

(4) 手続きの柔軟性及び迅速性

また、ガイドラインの場合、債務者である中小企業者自身が、外部専門家及び第三者支援専門家の支援を受けながら主体的に計画策定や債権者会議等のスケジュールを決定して進められることや、協議会スキームには馴染まないスキーム(直接放棄を求める計画等)であっても利用できるケースがあることから、他の再生型の手続きに比べて、柔軟かつ迅速に中小企業の抜本的な再生を進めることができると期待されています。

例えば、本年10月に金融庁から公表された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」掲載のCase1では、宿泊業に従事する従業員40名、借入金額300百万円の会社において、「債務者の株式等をスポンサー企業が譲り受けただうえで、金融債権者がスポンサーに対して、金融債権者の債権者に対する債権の時価譲渡を行い、額面との差額について

事実上の放棄を実施する」というスキームにより、ガイドラインが利用されています。当該事例では、当初、協議会関与の下でスポンサー探索を開始していましたが、当該スキームが協議会の抜本再生案件として馴染まなかったという理由により、ガイドラインの活用に切り替えられています。また、手続きに要した期間も、協議会スキームの場合、平均してスポンサー決定から事業再生計画の実行まで6ヶ月程度を要するところ、当該事例では、スポンサー決定から債権譲渡の実行まで約3ヶ月の短期間で終了することができています。

そのほか、協議会スキームでは、会社分割や事業譲渡など、いわゆる第二会社方式による再生計画が多く、債務者の法人格を維持したまま金融債権者に債権の直接放棄を求めることは一般的にはハードルが高いと言われており、手続きとして受け入れられた場合も、手続きに時間を要します。しかし、再生を希望する会社の中には、許認可を維持する、若しくは現在保有している許認可のランク(建設業の入札ランク等)を維持することが事業継続にとって重要な会社もあるところ、会社分割や事業譲渡によっては許認可をスポンサーに承継できないものが多くあり、法人格を維持する必要があるケースがあります。このような事案の場合にも、ガイドラインの利用を検討することが考えられ、私が債務者代理人として再生支援を行なった会社においても、許認可を維持すべく法人格を維持するために、減増資を行い、増資に係る株式代金を弁済原資として金融債権者に弁済し、残債務額を金融債権者から免除してもらうスキームを内容とする再生計画について、ガイドラインを利用することが受け入れられています。

(5) 費用の補助制度

中小企業者が依頼した外部専門家と第三者支援専門家の費用の一部について、表1のとおり、補助を受けることができます。そのため、再生計画に基づく配当金額が少なく、破産手続による配当金額とほとんど変わらない場合や、資金繰りの厳しい会社の場合は特に、費用の補助を受けられることが大きなメリットとなります。

表 1 費用補助制度

補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・債務者が中小企業者（中小企業基本法 2 条 1 項）であること ・ガイドラインに基づく私的整理を行うこと ・認定経営革新等支援機関による計画策定支援等を受けていること
補助率	・ 3 分の 2
補助上限	1 つの案件につき、すべての費用に係る補助条件 合計 700 万円 <ul style="list-style-type: none"> ・ DD 費用等：上限 300 万円 ・ 計画策定支援費用：上限 300 万円 ・ 伴走支援費用：上限 100 万円
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部専門家、第三者支援専門家、第三者支援専門家補佐人 但し、補助の対象となる外部専門家及び第三者支援専門家は、認定経営革新等支援機関の認定を受けた者のみ

(6) 手続きのフロー

再生型のガイドラインの手続きは、概ね以下の流れで進められます。

- ① 外部支援専門家の選定
 - ② 第三者支援専門家の選定・就任承諾
 - ③ 主要債権者への手続利用検討の申し出、第三者支援専門家についての同意
 - ④ 支援開始の決定・再生型手続の開始
 - ⑤ 一時停止の要請
 - ⑥ 事業再生計画案の策定
 - ⑦ 第三者支援専門家の調査報告書の作成
 - ⑧ 債権者会議の開催（事業再生計画書及び調査報告書の提出・報告）
- ※ 債権者会議は、債務者側の判断により適宜複数回開催します。
- ⑨ すべての対象債権者による同意、事業再生計画の成立
 - ⑩ 事業再生計画の実行（クロージング）
 - ⑪ 定期的なモニタリング

会社の再生においては、ガイドラインや協議会スキームのほか、事業再生 ADR や民事再生等の法的整理を含め、どの手続を選択し、どのようなスキームの計画を策定すればよいのかは、会社の事業内容や従業員の構成、財務状況等の個別の状況、債権者の希望など、その会社の状況に応じて、個別に、最適なものを選んで進めていく必要がありますので、再生を検討する局面では、早期に弁護士にご相談いただければと存じます。

どうぞ宜しくお願い申し上げます。

2 今後のガイドラインの利用

前記のとおり、帝国データバンクの実態調査によれば、ガイドライン施行から本年 9 月末までの間に、ガイドラインの利用例は 145 件であったのに対し、協議会による再生計画策定支援の完了件数は 1067 件あったことと比べると、ガイドラインの認知度等の理由により、まだまだ利用割合は高くありません。

しかし、確実に利用例は増えており、上記のとおり、協議会スキームに馴染みにくいスキームを採る必要がある場合や、資金繰りの兼ね合いで早期に再生計画の実行まで持っていく必要がある場合など、ガイドラインを利用するメリットがある場合は特に積極的に利用を検討いただくのがよいと考えています。

「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する 東証の取組みについて



弁護士 松尾 洋輔

1 東証の要請

(1) 要請の背景

東京証券取引所（以下「東証」といいます。）では、2022年4月の新市場区分への再編以降、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」といいます。）を設置し、市場区分見直しの実効性向上に向けた施策の進捗状況や投資家の評価などの継続的なフォローアップを行っています。同会議の成果の一つとして、2023年3月31日には、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」¹と題する要請（以下「本要請」といいます。）がプライム・スタンダード両市場上場の全企業に対して発出されました。

本要請は、従来、コーポレートガバナンス・コードでは、企業が投資者をはじめとするステークホルダーの期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、資本コスト・資本収益性を十分に意識した経営資源の配分が重要という観点から、資本コストを意識した経営（原則5-2）について示されている一方で、現状では、プライム市場の約半数、スタンダード市場の約6割の上場会社がROE8%未満、PBR1倍割れと、資本収益性や成長性といった観点で課題がある状況であることを踏まえ、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて重要と考えられる対応をまとめ、上場会社に積極的な実施を求めるものです。

(2) 東証の求める対応

東証は、以下の一連の対応について、継続的な実施を要請しています。

① 現状分析

自社の資本コストや資本収益性を的確に把握

その内容や市場評価に関して、取締役会で現状を分析・評価

② 計画策定・開示

改善に向けた方針や目標・計画期間、具体的な取組みを取締役会で検討・策定

その内容について、現状評価とあわせて、投資者にわかりやすく開示

③ 取組の実行

計画に基づき、資本コストや株価を意識した経営を推進

④ 継続的な実施

毎年（年1回以上）、進捗状況に関する分析を行い、開示をアップデート

(3) 開示の形式

開示を行う書類・フォーマットの指定はありませんが、経営戦略や経営計画、決算説明資料、自社Webサイト、上場維持基準の適合に向けた計画などの中で示したうえで、投資者が把握しやすいように、開示を行っている旨やその閲覧方法をコーポレートガバナンスに関する報告書（以下「CG報告書」といいます。）の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の記載欄へ記載することが求められています。

2 上場企業の開示状況

(1) 開示企業の数

フォローアップ会議は、本要請発出後のフォローアップを続けており、2023年8月29日開催の第11回会議では、本要請に関する企業の対応状況とフォローアップについての報告がなされました²。かかる報告によれば、3月期決算企業のCG報告書が出揃った7月中旬時点の集計結果で、プライム市場の31%（379社）、スタンダード市場の14%（120社）が開示済み（3月期決算以外の企業では、プライム市場20社、スタンダード市場28社が開示）となっています。もっとも、具体的な取組みについては、開示企業のうち、プライム市場では3分の1程度、スタンダード市場では3分の2程度が現在検討中としています。

また、開示状況の偏りをみると、PBR1倍未満の企業では、ROE水準の高低にかかわらず開示が進んでいるものの、PBRが高い企業や時価総額が小さい企業では相対的に開示が進んでいない状況が確認されています。

(東証資料より)

	P B R	
	1 倍未満	1 倍以上
時価総額 1,000億円以上	45%が開示 取組み等を開示：31% 検討中と開示：14% (n=240)	26% 取組み等を開示：21% 検討中と開示：5% (n=301)
250~1,000億円	39% 取組み等を開示：22% 検討中と開示：17% (n=319)	15% 取組み等を開示：9% 検討中と開示：6% (n=165)
250億円未満	25% 取組み等を開示：12.5% 検討中と開示：12.5% (n=136)	15% 取組み等を開示：8% 検討中と開示：7% (n=74)

(2) 開示書類と取組みの内容 (プライム市場)

開示書類は、中期経営計画が 33%、決算説明資料が 29%と多く、資本収益性や市場評価の改善に向けた取組み内容としては、成長投資や株主還元強化、サステナビリティへの対応、人的資本投資、事業ポートフォリオの見直し等が多いが、ROE が比較的高くても PBR1 倍未満の企業では IR

の強化を掲げる企業も多い (単に株主還元だけを掲げる企業はほぼなし) との分析がなされています。あわせて、取組み等が開示されている場合でも、既存の開示を参照するのみで、資本コストを踏まえた現状分析・評価に関して言及がないなど、投資者との建設的な対話を進める観点で、記載が十分ではない事例も一定程度見られるとの指摘もあるところです。

(3) 実例

統合報告書における充実した開示例として、日立製作所と三菱 UFJ フィナンシャル・グループの開示を抜粋して紹介します。いずれも、数値目標と目標達成のためのアクションプランを視覚的にもわかりやすく示してあるのが特徴的です。

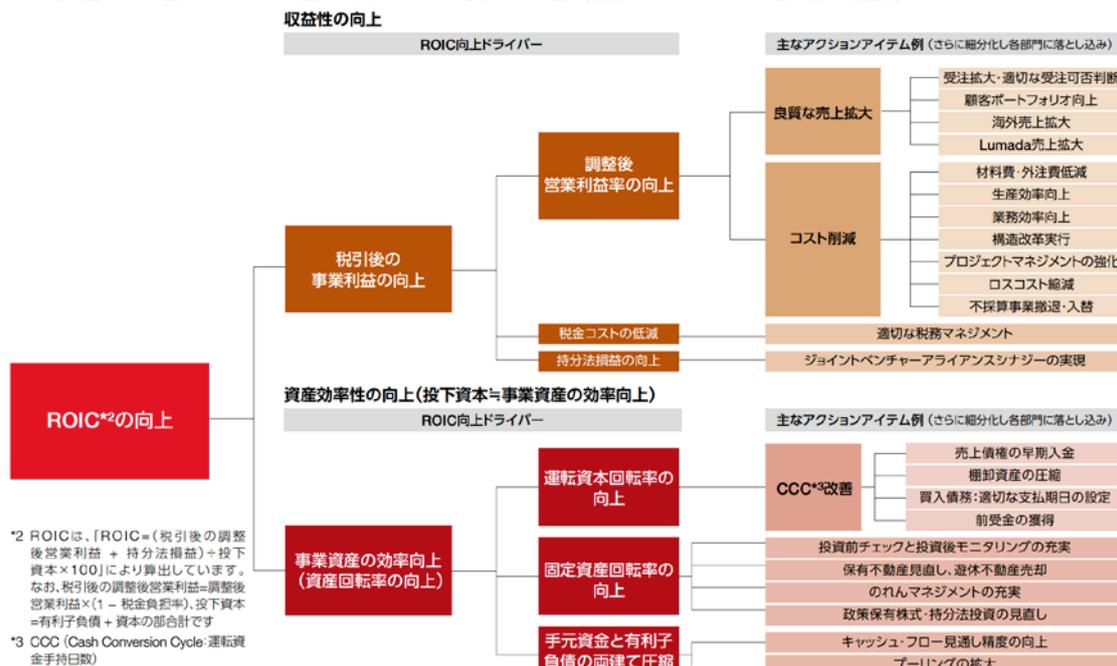
ア 日立製作所

日立製作所は、統合報告書中の財務戦略の項において、① キャッシュ創出力のさらなる強化と ROIC 経営の深化、② 適切な財務規律の範囲の中での適度なレバレッジを活用した WACC の低減、③ 配当・自社株買いといった株主還元策の実行による株主総利回り (Total Shareholder Return : TSR) の向上、の 3 つを重点課題として継続的に取り組む旨表明しており、「ROIC 経営の進捗」について、ROIC 実績を報告し、中計の目標 ROIC の達成に向けた取組みについて、ツリー形式で開示しています。

(日立製作所 統合報告書 2023 29 ページ)

▶ ROIC経営の進捗

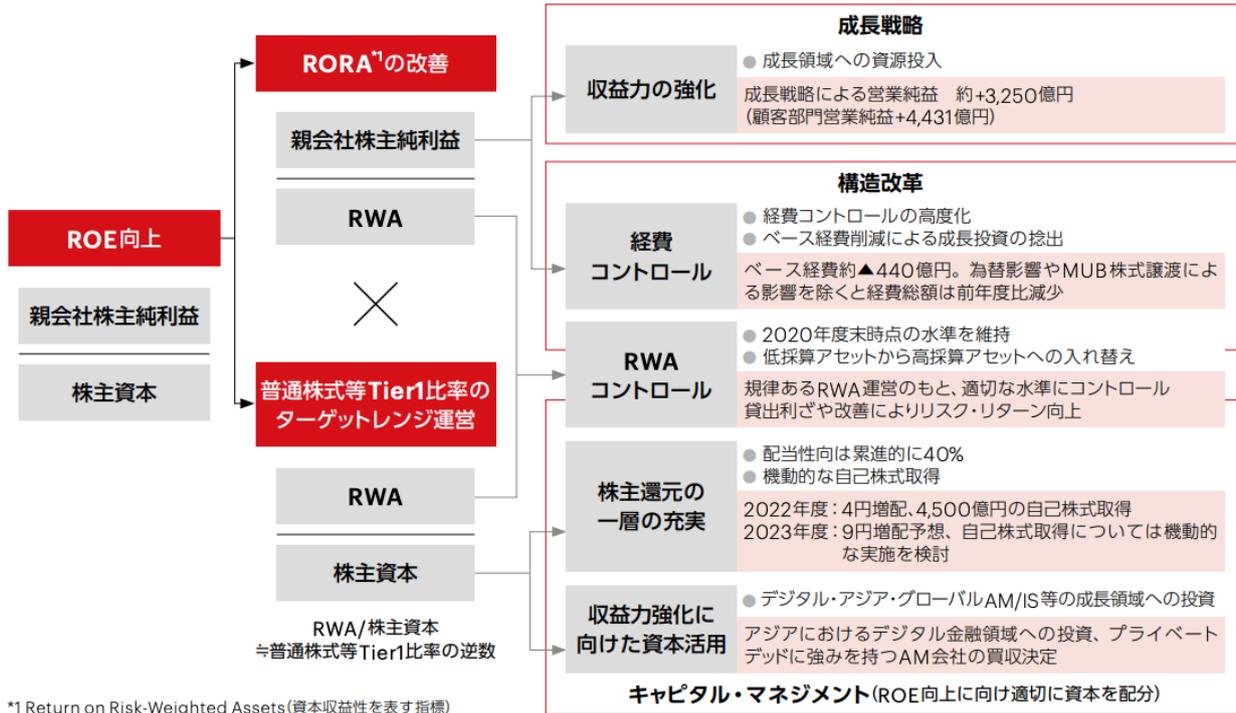
日立は、2019年度より経営管理指標としてROIC(Return on Invested Capital、投下資本利益率)を導入し、投下資本の調達コストであるWACC(Weighted Average Cost of Capital、加重平均資本コスト)を上回るリターンを持続的に創出することをめざし、資本効率の向上を重視する経営を加速しています。2022年度のROIC実績は7.6%でした。2024中計の目標であるROIC10%の達成に向け、ROICツリーを活用し、各事業の社内KPIへの展開や事業戦略の策定・見直しなど、現場レベルでの具体的なアクションにつなげることで、ROIC経営のさらなる深化を図ります。日立は、グループ全体で資本コストを意識した経営を推進することで、より一層の企業価値向上をめざします。



*2 ROICは、「ROIC=(税引後の調整後営業利益+持分法損益)÷投下資本×100」により算出しています。なお、税引後の調整後営業利益=調整後営業利益×(1-税金負担率)、投下資本=有利子負債+資本の部合計です。
*3 CCC (Cash Conversion Cycle: 運転資金手持日数)

ROE向上に向けた要因分解 (ロジックツリー)

2022年度の進捗



*1 Return on Risk-Weighted Assets (資本収益性を表す指標)

イ MUFJ

MUFJ は、統合報告書中の CFO メッセージにおいて、中期経営計画財務目標として ROE の目標値を掲げ、ROE 向上を実現するための取組みを、「ROE 向上に向けた要因分解 (ロジックツリー)」として示しています。

(4) 投資家等からのフィードバック

本要請に対応した開示については、企業が対話に積極的になった、対話の中で資本収益性や事業ポートフォリオに関する議論が増えた、企業からの助言依頼が増えたなど、企業の前向きな変化を感じるという声が、国内外の投資家から多く寄せられています。

一方で、依然として、経営者が取組みの意義・必要性を十分に理解していないケースや、危機感はあるが対応を進める知見・リソースが十分ではないケースが見られるとの指摘もあり、継続的な要請内容・趣旨の周知、より詳細なガイドライン作成や良い取組み事例の共有、教育コンテンツの提供など、上場会社の取組みを促進するためのフォローアップ / サポートを求める声も多く寄せられています。

3 東証の今後の取組

(1) 東証の問題意識

2023年10月11日開催の第12回会議³では、本要請に対し、短期間で多くの企業が取組みを進めていることを積極的に評価しつつ、PBR1倍超の企業の開示率が低いことに

ついて、本要請が PBR1 倍割れの企業のみを対象にしているという誤った受け止め方がなされているとして、あらためてプライム・スタンダード両市場上場の全企業に対応を求める方針が示されています。

また、本要請に向き合う企業を「①要請を機に社内改革を試みる企業」、「②リソース不足や他社の出方を様子見する企業」、「③要請に取り組む意義に疑問を抱く企業」と3類型に分けて分析し、それぞれの企業に合わせた施策の実施や環境作りが必要であるとの認識も示されています。

(2) 東証のフォローアップ施策

フォローアップ会議では、前記の認識を踏まえ、本要請に対応した開示を促進するための施策として、以下の取組みを進めることが検討されています。

① 開示企業一覧表の公表、趣旨・留意点の再周知

■対応を進めている企業の状況を投資家に周知し、企業の取組みを後押しする観点から、要請に基づき開示している企業の一覧表を公表【2024年1月15日に公表開始、毎月更新予定】

・CG報告書において、記載例に沿い「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】」というキーワードを記載している企業を抽出・リスト化

・具体的な取組み内容等を示さず単に「検討中」という旨を開示する場合には、上記のキーワードに続けて「(検討中)」という記載を新たに求めることとし、一覧表においても分類して掲載

■公表開始前に、要請の趣旨・留意点について上場会社に改めて周知（2023年10月26日通知⁴）

【周知のポイント】

- ・既にPBR1倍超でも、株主・投資者の期待を踏まえつつ、更なる向上に向けた取組みが期待されること
- ・「検討中」とする場合でも、検討状況や開示時期について可能な限り具体的な説明が期待されること
- ・開示企業一覧の公表にあたり、要請に基づく開示を行っている場合には、コーポレートガバナンス報告書に「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】」というキーワードを記載いただきたいこと

② 対応のポイント・取組事例の公表

■投資者の視点を踏まえた対応のポイントや、投資者の高い支持が得られた取組みの事例について、企業の規模や状況に応じていくつかのパターンを取りまとめ、公表【2024年1月を目途】

③ 対応状況の集計・周知

■企業の開示状況や投資家等からのフィードバック等を概ね半年に1回程度集計【次回は2024年1月を目途】

(3) CG 報告書記載上の留意事項

東証は、10月26日付け通知の中で、開示企業一覧表の公表について詳細を公表しており、あわせて、CG 報告書への記載に関する留意事項にも言及しています。

ア CG 報告書への記載

東証は、株主・投資者のわかりやすさ、また、一覧表の公表を開始することから、いずれの形式でも開示した場合には、CG 報告書において、「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】」というキーワードとともに、開示している旨や閲覧方法について記載すること、CG 報告書以外の書類を参照する場合、開示書類へのリンクや、リンク先で参照すべき箇所について、できるかぎりわかりやすく記載することを求めています。

イ「検討中」という開示を行う場合の留意事項

東証は、「検討中」という開示を行う場合には、株主・投資者のわかりやすさの観点から、検討状況や開示の見込み時期について、可能な限り具体的な説明をすること、また、一覧

(CG 報告書での開示のイメージ 東証資料より)

表の公表を開始することに伴い、「検討中」という開示を行う場合には、CG 報告書において、「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（検討中）】」というキーワードを記載することを求めています（既にCG 報告書において「検討中」という開示を行っている場合も、開示企業一覧表に反映する観点から、2023年12月末までにCG 報告書に上記キーワードを追記することが求められています。）。

なお、取組みの一部について「検討中」という場合に、必ず上記キーワード（【～（検討中）】）とすることが求められるものではなく、「検討中」とする範囲や内容等を踏まえて、既に「開示済」（【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】）というキーワードとするか、「検討中」（【～（検討中）】）というキーワードとするかを各企業が判断することを求めています。

ウ 英文開示に関する留意事項

本要請に基づく開示内容について、英文開示を行っている場合、CG報告書において、「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】」もしくは「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（検討中）】」というキーワードに続けて、「【英文開示有り】」と記載することが求められています。

4 おわりに

2024年1月から、本要請への対応状況の開示が始まることで、資本コストを意識した経営に積極的に取り組む企業と対応が遅れている企業がより視覚化されることが想定されます。東証がねらいとするように、各企業がより充実した開示・説明に関する継続的な取組みを行うことで、持続的な成長を実現できることを期待しています。

(注)

- 1 <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/follow-up/jr4eth000004vj2-att/jr4eth000004w6n.pdf>
- 2 <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/jr4eth000000zq6.pdf>
- 3 <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/follow-up/nlsgeu000006gevo-att/jr4eth0000004086.pdf>
- 4 <https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/follow-up/jr4eth000004vj2-att/bkk2ed000000h3o.pdf>

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

..... 基本的な考え方について記載.....

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

..... 実施しない理由について記載.....

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

..... 各原則に基づく開示について記載.....

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】

..... 開示を行っている旨、閲覧方法等を記載.....

要請を踏まえた開示を行っている場合、「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】」というキーワードの記載をお願いします

※ 「検討中」という開示を行う場合には、「コードの各原則を実施しない理由」欄もしくは「コードの各原則に基づく開示」欄において、「【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応（検討中）】」というキーワードの記載をお願いします

※ 要請に基づく開示内容（「検討中」の場合も含む）について、英文でも開示を行っている場合には、上記のキーワードに続けて「【英文開示有り】」と記載してください

令和4年消費者契約法の改正と実務への影響



弁護士 前野 陽平

1 はじめに

令和4年5月25日、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年6月1日に公布され、消費者契約法の改正部分（以下「本改正」といいます。）は令和5年6月1日に施行されました。本改正に対する対応がまだできていない事業者様も少なからずいらっしゃると思いますので、本稿では、本改正の概要や実務に与える影響について解説いたします。

2 本改正の全体像¹

本改正の全体像は以下のとおりです。

(1) 無効となる不当な契約条項類型の追加

免責の範囲が不明確な条項（軽過失の場合にのみ適用されることを明らかにしていない条項）の無効（法8条3項）

(2) 事業者の努力義務の拡充

- ① 勧誘時の情報提供の考慮要素として、消費者の年齢・心身の状態を追加（法3条1項2号）
- ② 契約締結時だけでなく、解除時の努力義務を導入（解除権行使に必要な情報提供（法3条1項4号）、解約料の算定根拠の概要説明（法9条2項）
- ③ 定型約款の表示請求権に関する情報提供（法3条1項3号）
- ④ 適格消費者団体の要請に対応（法12条の3、法12条の4、法12条の5）

(3) 契約取消権の追加

- ① 勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行し、勧誘する類型（法4条3項3号）
- ② 威迫する言動を交えて、消費者契約を締結するか否かについての相談の連絡を妨害する類型（法4条3項4号）
- ③ 契約前に消費者契約の目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にする類型（法4条3項9号）

(4) その他²

- ① 適格消費者団体関係の書類の見直し（法14条2項）

- ② 毎事業年度の学識経験者の調査の廃止（法31条）等

3 無効となる不当な契約条項の追加³

本改正において、無効となる不当な契約条項の一類型として、免責の範囲が不明確な条項（軽過失の場合にのみ適用されることを明らかにしていない条項）が追加されました（法8条3項）。今回新たに無効になる条項は、実務上もよく見られるため、この改正が実務に与える影響は比較的大きいと考えられます。

すなわち、この改正は、いわゆるサルベージ条項といわれる類型の一部が、無効となる不当な契約条項の一つとして加えられたものです。サルベージ条項とは、ある契約条項が本来は強行法規に反し全部無効となる場合に、その契約条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の契約条項をいい、例えば、本来であれば無効となるべき契約条項に「関連法令に反しない限り」、「法律で許される範囲において」といった留保文言を付するものがこれに該当します。この点、従前より、法8条1項2号・4号により、事業者の損害賠償責任の一部を免除する契約条項は、事業者が故意又は重大な過失がある場合に無効になるため、例えば、「当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は10万円を限度として損害賠償責任を負います。」という一部免責条項は有効でした⁴。他方で、「関連法令に反しない限り、当社は10万円を限度として損害賠償責任を負います。」「法律で許される範囲において、当社は10万円を限度として損害賠償責任を負います。」といったサルベージ条項についても、「故意又は重大な過失がある場合を除き（＝軽過失の場合に限り）」と解釈することによって、当該条項を有効とすることが可能でした。しかしながら、消費者に法的知識が十分にあるとは限らないため、このようなサルベージ条項の文言では、事業者が損害賠償責任を負うか否かや、責任の範囲が不明確であり、消費者が本来請求可能な事業者が故意又は重大な過失がある場合の損害賠償請求が抑制されるという不当性がありました。そこで、本改正では、上記のようなサルベージ条項の使用を抑制するとともに、損害賠償責任の一部を免除する契約条項は事業者が軽過失の場合に限り有効であることを事業者に明確に記載させるため、無効となる不当な契約条項の一類型として、免責の範囲が不明確な条項（軽過失の場合に

のみ適用されることを明らかにしていない一部免責条項)が追加されました(法8条3項)。

以上のとおり、本改正によって、「関連法令に反しない限り、当社は10万円を限度として損害賠償責任を負います。」「法律で許される範囲において、当社は10万円を限度として損害賠償責任を負います。」といった条項は無効になりますので、利用規約等を見直す必要があります。この点、一部免責条項が法8条3項に違反するか否かについては、当該一部免責条項がいわゆる軽過失の場合のみ適用されることが一般的・平均的な消費者にとって明らかになっているか否かという基準によって判断されること、例えば、「当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は10万円を限度として損害賠償責任を負います。」「当社に軽過失がある場合に限り、当社は10万円を限度として損害賠償責任を負います。」といった条項であれば、一般的・平均的な消費者にとって当該契約条項が当該事業者の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることが明らかにされていることから、本項によって契約条項は無効とはなりません。よって、このような条項に修正することが考えられます。

また、そもそも事業者は、消費者にとって「消費者契約の内容が、その解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ、消費者にとって平易な」契約条項を作成するよう配慮する努力義務を負っているため(法3条1項)、本改正を契機に、一部免責条項に限らず利用規約等全体の見直しを行うことが推奨されます。

4 事業者の努力義務の拡充

本改正においては、事業者の努力義務が大幅に拡充されました。

まず、従前より、事業者は勧誘時において消費者の「知識及び経験」を考慮したうえで必要な情報を提供する努力義務が課せられていましたが(法3条1項2号)、事業者にとって消費者の「知識及び経験」は分からないことが多く、同規定の活用にも限界がありました。そこで、考慮すべき消費者の事情として「年齢」及び「心身の状態」を追加するとともに、消費者の年齢、心身の状態、知識及び経験を総合的に考慮したうえで情報を提供するよう努めることとされました。⁵

また、従前より任意解除権に係る事項は勧誘時の情報提供の努力義務の対象とされていましたが(法3条1項2号)、実際に消費者が任意解除について関心を抱くのは解除しようと考えた段階であることが多いと考えられるため、本改正によって、消費者の求めに応じて当該消費者が有する解除権の行使に関して必要な情報を提供する努力義務が定められました(法3条1項4号)⁶。また、消費者契約の解除等に伴う違約金等については契約解除時に消費者の関心事項となるものであるため、本改正によって、消費者からの求めに応じて違約金等の算定の根拠の概要について説明する努力義務が定め

られました⁷。このように、本法に規定される事業者の努力義務は、従前は契約締結時までのものでしたが、本改正によって契約締結後の契約からの離脱の場面等にまで射程が広がられました。

さらに、民法改正により導入された定型約款の表示請求権(民法548条の3第1項)について、消費者はそのような権利があることを知らないことも多いと考えられるため、当該請求権に関する情報提供も求められるようになりました(法3条1項3号)。⁸

加えて、契約条項の開示要請(法12条の3)⁹、解約料の算定根拠の説明要請(法12条の4)¹⁰、差止請求に係る講じた措置の開示要請(法12条の5)¹¹といった適格消費者団体¹²の様々な要請に応じることについても、努力義務として明記されることになりました。

以上のとおり、本改正により事業者の努力義務が拡充されましたが、これらはあくまで努力義務であるため、その違反を理由として契約の取消しや損害賠償責任といった私法的効力が直ちに生ずるものではありません。しかしながら、法3条1項の規定に基づく努力義務を考慮して信義則上の説明義務を導いたうえで、当該説明義務に違反したことが不法行為を構成するとして事業者損害賠償責任を認めた裁判例(名古屋地判平成28年1月21日判例時報2304号83頁)があるように、努力義務違反が他の規定の解釈や適用に影響を与えることはあり得るものと考えられます。また、努力義務とはいえ、当該義務に明確に違反するような対応はコンプライアンスの観点から問題があります。よって、勧誘時の情報提供や解除権に関する情報提供等について、マニュアルを作成・改定するなどの対応が推奨されます。

5 契約取消権の追加¹³

前記2のとおり、取消しの対象となる不当な勧誘類型として、①勧誘をすることを告げずに退去困難な場所へ同行し、勧誘する類型(法4条3項3号)、②威迫する言動を交えて、消費者契約を締結するか否かについての相談の連絡を妨害する類型(法4条3項4号)、③契約前に消費者契約の目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にする類型(法4条3項9号)が追加されました。詳細は以下のとおりですが、これらの改正は従前の規律を補完するものであり、実務への影響はそれほど大きくないと考えられます。

①について、従前より取消権の対象とされている退去妨害(法4条3項2号)は、消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、事業者が消費者を退去させないことが要件とされています。しかし、そもそも退去困難な場所や状況においては、退去の意思を示すこと自体が困難であり、退去妨害(法4条3項2号)の要件に該当しない可能性があります。そこで、本改正では、退去妨害(法4条3項2号)の前段階として、消費者を退去困難な場所に同行させて勧誘すること自体が新

たに規制されることになりました。

②について、近年、若者や高齢者が家族等に相談したいと告げたにもかかわらず、威迫等によりそれを妨害され、契約を締結させられるという被害がみられました。この点、従前より取消権の対象とされている不退去（法4条3項1号）や退去妨害（法4条3項2号）は、退去の意思を示すこと等が要件となっているところ、これらの事案においては必ずしも退去の意思等を示していないこともあるため、当該要件に該当しない可能性があります。そこで、本改正では、広く「連絡」の妨害をもって不当な勧誘類型として新たに規制されることになりました。

③について、従前より取消権の対象とされている「契約前の義務実施」（法4条3項9号。改正前の同条同項7号）¹⁴は、契約締結前に契約を締結したならば負うこととなる義務の全部又は一部の実施を要件としているところ、事業者が当該義務の実施とは言えない形で、契約の目的物の現状を変更することにより、もはや契約を締結するしかないと消費者を動揺させるような状況を作り出し、消費者を困惑させるという消費者被害が生じていました。そこで、これを救済するため、契約締結前に契約の目的物の現状を変更し、変更前の原状の回復を著しく困難にするという類型¹⁵が、同号を改正する形で新たに追加されることになりました。

6 まとめ

以上のとおり、本改正の施行を契機として、主に前記3及び4の改正を踏まえ、社内の利用規約やマニュアル等の見直しを行ってみたいかがでしょうか。

(注)

1 [消費者契約法・消費者裁判手続特例法改正法（概要）](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_13.pdf)
([caa.go.jp](https://www.caa.go.jp))

2 本稿では割愛させていただきます。

3 逐条解説（令和5年9月）144～146頁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_13.pdf

4 ただし、民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害すると認められる場合は、無効とされる可能性があります（法10条）。

5 逐条解説（令和5年9月）21頁 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_05.pdf

6 逐条解説（令和5年9月）24～25頁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_05.pdf

7 逐条解説（令和5年9月）164～165頁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_16.pdf

8 逐条解説（令和5年9月）23頁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_05.pdf

9 逐条解説（令和5年9月）214頁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_19.pdf

10 逐条解説（令和5年9月）217頁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_19.pdf

11 逐条解説（令和5年9月）220頁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_19.pdf

12 適格消費者団体とは、不特定かつ多数の消費者の利益のために消費者契約法の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体として内閣総理大臣の認定を受けた者をいいます（法2条4項）。

13 逐条解説（令和5年9月）55～56頁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/assets/consumer_system/cms203_230915_07.pdf

14 具体例：さお竹屋が自宅のそばに来たので話をしたところ、契約をする前に事業者が庭の物干し台の位置を見ながらメジャーで必要な長さを測定し、それに合わせてさお竹を必要な寸法に切って代金を請求してきた。既にさお竹は自分に必要な寸法に切られてしまっているため断ることができずに代金を払ってしまった。

15 具体例：不用品の買取りのために訪問した業者に対し、査定してもらうために指輪やネックレスなどの貴金属を見せたところ、「切断しないと十分な査定ができない」と言われ、全ての貴金属を切断されてしまい、買取りに応じてしまった。

倒産・事業再生 / 債権回収 / 事業承継チームによる連続ウェビナー

堂島法律事務所では、本年12月より、倒産・事業再生 / 債権回収 / 事業承継チームによる6か月連続ウェビナー（無料・要事前登録）を月1回のペースで実施します。

各回30分程度を予定しておりますのでお気軽にご参加ください。

第1回

「コロナ禍をふまえた不可抗力免責条項のあり方」

講師：弁護士 奥津 周

開催日時：2023年12月13日（水）

15時00分～15時30分

契約書の中には、いわゆる「不可抗力」により納品等が期日までにできなかったときに責任を問われない条項を入れることがよくありますが、どのような場合に免責されるのかについて詳細に定められているとは限りません。新型コロナウイルスの流行によって、これまで予想できなかった事態によって納品に支障が生じるということがありましたが、その場合に免責されるのかどうか、契約の中で明確に定めておくことが重要です。不可抗力免責条項のあり方についてご紹介いたします。

第1回ご参加の事前登録は以下のURLまたはQRコードからお願いいたします。

<https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN MHia2PXeTsKedSpTV2i9kA>



第2回

「ここがポイント！中小M&Aの勘どころ」

講師：弁護士 富山 聡子

開催日時：2024年1月15日（月）

15時00分～15時30分

中小企業を当事者とするM&Aが増えていますが、事業承継の方法としても有力な選択肢の一つですが、いざ当事者となった場合、どのような点に気を付けるべきか分からないことも多いでしょう。M&Aの一般的な進み方、各段階において法的な面から注意すべきポイントについて概説します。

<https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN JywJ1QIbS4y1sUe03Dm0mw>



第3回「債権回収を成功に導くための取引基本契約書作成のポイント」

講師：弁護士 小関 伸吾

開催日時：2024年2月14日（水）

15時00分～15時30分

第4回「動産担保と倒産時対応」

講師：弁護士 野村 祥子

開催日時：2024年3月14日（木）

15時00分～15時30分

第5回「事業再生や倒産における労働契約の取扱いの注意点」

講師：弁護士 山本 淳

開催日時：2024年4月11日（木）

15時00分～15時30分

第6回「商取引債権者から見た私的整理手続」

講師：弁護士 柴野 高之

開催日時：2024年5月16日（木）

15時00分～15時30分

近時の実務話題 & 裁判例レビュー



弁護士 大川 治

10月6日 厚労省 医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書（第3版）を公表

医療は、人の生命・身体に関わるサービスですので、不当な広告によって誘引された市民が、不適当な医療サービスを受けた場合の被害は、他サービスに比して著しいと考えられます。一方で、医療は極めて専門性の高い分野であり、医療知識のない市民が、医療広告の文言から、医療サービスの質を事前判断することは困難です。

そこで、医療法は、医業等に対して次のような広告規制を行い、市民の適切な医療の選択を支援しています。すなわち医療法は、広告その他医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下単に「広告」といいます。）は、法に定められた基準によるべきことを定め（医療法6条の5第2項各号、医療法施行規則第1条の9各号）、かつ原則として法に列挙された事項に限定して、広告を認め（医療法6条の5第3項各号）ています。ただし、ウェブサイトによる表示については、例外的に、市民の適切な医療の選択を妨げないとして法の定める、全ての要件（以下「限定解除要件」といいます。）を満たす場合に限り、同事項以外の表示を行うことを許容しています（医療法6条の5第3項柱書、医療法施行規則1条の9の2各号）。

上記のように、広告のうちウェブサイトによる表示について

は、限定解除要件を満たす場合に例外的に許容される等、その規制は他媒体に比して複雑です。そこで、厚生労働省は、かかる医業等に対する広告規制への抵触が認められた事例や、厚生労働省が周知を要すると考える事例をもとに、令和3年7月に「医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書」を作成・公表し、順次改訂を重ねてきましたが、10月6日、虚偽広告事例（医療法6条の5第2項第2号）や体験談事例（医療法施行規則1条の9第2号）等の8つの違反事例が追加された、同解説書の第3版を作成・公表しました¹。

かかる改訂は、厚生労働省が、平成29年度より実施しているネットパトロールに基づき蓄積された事例に基づいています。医療機関の方は、本解説書を参考にするとともに、厚生労働省によるウェブサイトの監視がなされていることを意識し、自社ウェブサイトの見直しをされてはいかがでしょうか。

(注)

1 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit-suite/bunya/0000206553_00008.html

10月16日 公益社団法人日本監査役協会関西支部監査役スタッフ研究会 「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」

グループガバナンスの必要性は、各種法律や指針においても触れられており、実務上も親会社監査役と子会社監査役との連携の在り方の模索・実践がなされていますが、子会社監査役として何をすればよいのか、が明確に定められていないことが多いようであり、子会社において発生する不祥事があるが無くならない現状があります。このような背景を踏まえ、公益社団法人日本監査役協会関西支部監査役スタッフ研究会は、10月16日、「グループ監査における親会社監査役会の役割と責務」として、グループガバナンスをめぐる法律等がどのように定められているのか、各社の実務の在り方及びベ

ストプラクティスを始め、子会社不祥事事例の分析を行う等グループ監査における監査役の役割と責務について研究活動を行い取りまとめ、公表しました。¹

本報告書では、第1章「グループガバナンスとは」において、各種法令や指針等の規定ぶりを概観し、第2章「グループ監査の実態」において、スタッフ研究会参加者各社及び常勤監査役等へのインタビューを実施し、各社におけるグループ監査の取組についてまとめ、第3章「グループ企業（子会社）における不祥事の実例分析」において、グループガバナンスが正しく機能していない事例を紹介し、最後に第4章「グルー

ブ監査の監査体制強化に向けた研究会としての意見」として、スタッフ研究会としての意見が述べられています。

各企業のグループ監査への取組に役立つ報告書かと思いますので、是非ご参照ください。

(注)

1 <https://www.kansa.or.jp/news/post-10062/>

書籍のご紹介

今般、当事務所の横瀬が執筆に加わった書籍「内部通報システムのすべて」が、金融財政事情研究会より出版されました。本書は、昨年2022年6月に施行した改正公益通報者保護法を踏まえた制度設計の解説や、窓口対応実務や調査対応実務などに関するQ&A方式での解説をまとめたものです。本書が企業における内部通報システムの構築・運用の参考になるものと思います。

なお、消費者庁のホームページにおいて、横瀬弁護士が策定に加わった「内部通報に関する内部規程例（遵守事項＋推奨事項版）」等が公開されていますので、併せてご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/pr/assets/pr_220221_0001.pdf

定価：3,300円（税込）

中原健夫・結城大輔・横瀬大輝・福塚侑也 著

発行日：2023年9月13日

判型・体裁・ページ数：A5判・284ページ



本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp